

気象警報等発表および地震発生時の対応について（お願い）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、本校では原則として下記のとおり対応いたしますのでご承知おきいただき、生徒が適切に対応できるようご協力をお願いします。

記

【気象警報発表の場合】

岐阜地方気象台等から、学校が所在する岐阜市や生徒の居住・通学する地域に各種気象警報等（以下、警報という）が発表された場合の対応は、以下のとおりとします。

1 登校前に警報が発表されている場合

- (1) **岐阜市に警報が発表**されている場合は、**全ての生徒を登校禁止**とし、授業開始を見合わせる。その際、警報が解除される時間により次のとおり対応する。
 - ア **午前6時までに解除**された場合 ⇒ **通常通り授業を開始**する。
 - イ **午前6時より午前10時までに解除**された場合 ⇒ **解除後2時間30分を経て授業を開始**。
 - ウ **午前10時までに解除されなかった**場合 ⇒ 当日の**授業を中止し、家庭学習**とする。※ ア・イの場合でも、道路の冠水・河川の増水等により危険な場合や、交通機関の停止・自宅被害が著しい場合等は、登校に及ばない。これらの場合、**必ず学校に連絡**すること。
- (2) **岐阜市に警報が発表されていないが、生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表**されている場合、学校では授業を実施するが、**該当生徒は登校禁止とし出席停止扱い**とする。警報が解除された後に登校してよいが、学校到着が5限の授業に間に合わない場合はこの限りでない。また「(1) ※」について同様とする。

2 登校途中に警報が発表された場合

登校する途中で警報発表の情報を得たら、**自宅又は学校への安全な経路を確認し、より安全な方へ向かう**。ただし、身近に危険な状況があれば、最寄りの安全な場所へ避難する。その際、安全を確認後、学校と保護者へ連絡すること。

3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中は学校待機、警報解除後に安全を確認して下校することを原則とする。
- (2) 警報発表後においても、予想される現象発生まで猶予が見込まれる場合等では、生徒を帰宅させることがある。この場合、保護者に一斉メールで連絡するとともに、生徒の帰宅確認を行う。

4 その他

- (1) 生徒は、警報発表を伴うような荒天が予想される場合は、テレビ・インターネット等からの情報に注意する。気象警報は市町村ごとに発表されるので、正確な情報把握に努めること。
- (2) 可能な場合に学校から一斉メールで情報発信することもあるが、これに頼らず、生徒自身が情報収集し判断すること。

- (3) 荒天時の登下校では、より安全な経路を選択したり、同一方向の帰宅者でまとまって行動したりするなど、安全に配慮すること。
- (4) 警報発表が予想される場合には、始業前の活動は控えること。部活動の大会等の校外活動では、顧問や主催者の指示に従い、保護者にも連絡すること。

【巨大地震発生の場合】（直後の対応について）

1 在宅中に、大きな地震が発生した場合

- (1) 岐阜地区・生徒が居住する地域・通学する経路の地域に、**震度5弱以上の地震が発生した場合、次の授業日は原則として自宅待機（学校からの連絡を待つ）**とする。
- (2) 自宅や居住地域が被災した場合は、学校へ状況を報告するよう努める。また、身の安全を確保することを最優先とし、地域で出される指示に従うとともに、救助・復旧・復興活動に積極的に参加する。

2 登下校途中に大きな地震が発生した場合

- (1) 身の安全の確保
大きな地震が発生したら、直ちに近くの広い場所等に避難し、揺れが収まるまで待機する。
- (2) 情報収集と連絡・移動
建物の壁が崩れる、窓ガラスが割れ落ちる、道路が損傷する等の被害が見て取れる場合には、スマートフォン等を携帯していれば活用するなどして、震度や被害状況の情報を収集するとともに、学校と保護者への連絡に努める。
- (3) 周辺の安全を確認後、自宅・学校・指定避難所等のうち、より安全に移動できる場所へ移動する。
（1の「震度5弱以上は原則自宅待機」に配慮）

3 登校後に大きな地震（震度5弱以上）が発生した場合

- (1) 生徒の安全確保
揺れが収まるのを待って、グラウンドや体育館等に避難し、生徒の安全確保を最優先として、その後の対応を検討する。
- (2) 周辺地域の安全確認後、下校することを原則とする（一斉メールで保護者へ連絡・帰宅確認）
高校生は災害発生時に救助・復旧・復興活動の大きな担い手になることから、生徒は下校して自宅や居住地域の被災状況を確認するとともに、地域で出される指示に従い、また救助・復旧・復興活動に協力する。
- (3) 帰宅することが危険・困難な場合は学校に留め置く
鉄道・道路・河川等の損壊などにより帰宅することが危険・困難な生徒は、学校待機を原則とする。保護者と連絡が取れるなどして、安全が確保できる状況であれば順次帰宅させる。

4 その他

- (1) 生徒は、気象警報の場合と同様に学校からの一斉メールに頼らず、テレビ・インターネット等からの情報に注意し、自身での適切な判断に心がけること。部活動の大会等の校外活動中に被災した場合は、顧問や主催者の指示に従い、保護者とも連絡を取り合うこと。
- (2) 自宅や地域の復旧活動等に伴う学校の欠席は、公欠扱いとする。
- (3) 震度が5弱以上でない場合でも、周囲で建物の壁が崩れる、窓ガラスが割れ落ちる、道路が損傷する等の被害がある場合には、同様の対応を原則とする。